

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に俊敏に対応するため、迅速な意思決定を行うことができる経営体制をとるとともに迅速かつ適切な開示を行うことにより、経営の透明性および健全性の確保に努めることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電気株式会社	19,106,765	38.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口)	6,400,000	12.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,802,700	9.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,080,400	4.18
住友不動産株式会社	1,200,000	2.41
NECネットエスアイ従業員持株会	748,758	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	724,100	1.45
JP MORGAN CHASE BANK 385166	676,700	1.36
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	613,100	1.23
NORTHERN TRUST CO AVFC RE NORTHERN TRUST GUERNSEY IRISH CLIENTS	495,000	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	日本電気株式会社 (上場: 東京、大阪、名古屋、札幌、福岡) (コード) 6701
--------	---

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

親会社との取引については、市場の実勢価格を参考にして、その都度交渉により決定しており、これらの取引条件は、他の取引先各社と

同等であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

【親会社との関係】

- (1) 当社の親会社は日本電気株式会社であり、2011年3月31日現在で、当社の議決権株式のうち約2,550万株(51.44%)を実質的に所有しております。なお、日本電気株式会社の実質的な議決権比率は、日本電気株式会社が退職給付信託として、「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社 退職給付信託口)」に拠出している当社株式6,400千株を含んでおります。
- (2) 当社の取締役8名および監査役4名のうち、親会社から社外取締役1名および社外監査役1名が就任しております。

【親会社からの独立性の確保に関する考え方】

当社は、内部統制等の企業経営分野および法律に係わる専門知識をコーポレート・ガバナンスの強化に活かすため、親会社以外の社外取締役1名および社外監査役1名を選任し、経営の透明性を確保するとともに、取締役会においては当社独自の経営判断に基づき意思決定を行うことにより、親会社との独立性の確保を図っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
松井 隆幸	学者									○
庭屋 英樹	他の会社の出身者	○		○	○	○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
松井 隆幸	○	同氏は、青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科の教授であります。	内部統制等の企業経営分野に関する専門知識を当社経営の透明性の実現等、コーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくためであります。 なお、同氏は当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、有価証券上場規程第436条の2第1項に定める独立役員に指定しております。
庭屋 英樹		同氏は、当社の親会社である日本電気株式会社の従業員であります。	日本電気株式会社においてネットワークソリューション事業に携わっており、その経歴を通じて培われた十分な経験と知識を当社経営に活かしていただくためであります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査部門(監査部)は、監査役に対して年度監査計画に基づき実施した監査結果を年1回報告するとともに必要に応じて意見交換を行うなど、監査役との相互連携を図っております。
また、監査役、監査部および会計監査人は、法定監査を通じて必要に応じて定期的に意見交換を行うなど、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
金子 隆男	他の会社の出身者	○								
梅澤 治為	弁護士								○	
戸塚 靖雄	他の会社の出身者	○		○	○	○	○		○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
金子 隆男		同氏は、当社の親会社である日本電気株式会社の出身者であります。	日本電気株式会社において経営監査業務に携わっており、その経歴を通じて培われた内部統制に関する経験や知識を活かし、業務執行の適法性等について公正・客観的な立場から監査していただくためであります。
梅澤 治為	○	同氏は、東京八丁堀法律事務所の弁護士であります。	法律に係わる専門的な知識と視点を活かすとともに、社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査していただくためであります。 なお、同氏は当社との間に特別な利害関係がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、有価証券上場規程第436条の2第1項に定める独立役員に指定しております。
戸塚 靖雄		同氏は、当社の親会社である日本電気株式会社の従業員であります。	日本電気株式会社において資材関係業務に携わっており、その経歴を通じて培われた内部統制に関する経験や知識を活かし、業務執行の適法性等について公正・客観的な立場から監査していただくためであります。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
--	----

その他独立役員に関する事項

なし

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

取締役賞与については業績連動とすることにより、業績への向上に努めております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会の決議により報酬限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定しております。定額報酬は、委嘱されている執行役員の役位別に、報酬水準幅を設け、前年の職務遂行に対する個人業績評価を行って算定することを基準としております。賞与は、委嘱されている執行役員の役位別に前期の職務遂行に対する個人業績評価を行って算定することを基準としております。なお、社外取締役については、定額報酬および賞与のいずれにおいても一定の金額を設定し、決定しております。また、当社は、平成19年6月26日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会の開催に際して、総務部から資料の事前配付を行うとともに、特に重要な取締役会付議案件について事前説明を行っています。また、随時当社の事業遂行状況に関する各種情報の提供を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役・取締役会)

取締役会につきましては、取締役8名(内、社外取締役2名)で構成されており、迅速な意思決定を行うため取締役の人数の適正化を図っております。また、取締役の任期を2年から1年に短縮することにより、取締役の経営責任を明確にし、経営体質の強化を図っております。

(常務会・事業執行会議)

当社は、監督機能と業務執行機能の分担を明確にするために執行役員制度を導入しております。これにより、執行役員常務以上ならびに監査役をメンバーとした会社経営および業務執行の重要事項を審議する「常務会」、執行役員および事業部長を中心メンバーとした業務遂行状況のフォローならびに重要事項の報告を行う「事業執行会議」を設置しており、経営機能の強化に努めております。

(監査役・監査役会)

監査役会につきましては、監査役4名(内、社外監査役3名)で構成されており、監査の方針等を決定し、各監査役の監査の状況等の報告を行っているとともに、監査役は取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、取締役および使用人から業務執行における報告の聴取等により取締役の職務執行を充分に監視できる体制となっております。なお、当社は監査役監査を支えるため監査役の職務遂行を補助するスタッフを配置しております。

(監査部)

内部監査部門として監査部(10名)を設置し、業務執行が関係法規、社内規程等に準拠し、適法かつ適正に行われているかを監査しております。

(会計監査人)

会計監査人として、あずさ監査法人与監査契約を締結しており、会計監査の体制は次のとおりであります。

(1)業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 岡野 隆樹

指定有限責任社員 業務執行社員 浜田 康

指定有限責任社員 業務執行社員 吉田 太

(2)監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名
その他 16名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、独立役員を含む社外取締役および社外監査役を選任することにより、経営の透明性を確保するとともに、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の体制を維持することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることができると考えているため、上記の体制を採用しています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使の検討に十分な時間を充てることできるよう、株主総会開催の2週間以上前に株主総会招集通知を発送することにより、迅速な情報開示に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	少しでも多くの株主の皆様が総会に出席いただけるよう、株主総会の集中日を回避した開催を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様が議決権行使書に記載されたURLにアクセスし、本人確認のための議決権行使コード・パスワードを入力することにより、議案の賛否を登録できるシステムを採用しております。
その他	株主の皆様が一層のご理解を深めていただくよう、株主総会会場内に大型ディスプレイを設置し、事業報告等の説明を図表やグラフを活用することにより、ビジュアル化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを当社ホームページの「IR情報」に掲載しております。 URL: http://www.nesic.co.jp/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、半期毎(通期および第2四半期)に、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を実施しております。 決算説明会の概要につきましては以下のとおりであります。 (1)実施時期: 通期(4月~5月)、第2四半期(10月~11月) (2)説明者: 代表取締役執行役員社長 (3)参加者: アナリストおよび機関投資家、マスコミなど (4)主な内容: 業績概要および業績見通し、戦略など	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向け証券会社セミナーに参加し、当社事業動向や戦略につきプレゼンテーションならびに個別ミーティングを実施	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、IR資料を当社ホームページの「IR情報」に掲載しております。 IR資料のホームページ掲載に関する概略は以下のとおりであります。 (1)URL: (日本語) http://www.nesic.co.jp/ir/index.html (英語) http://www.nesic.co.jp/english/ir.html (2)掲載資料: ・有価証券報告書 ・決算短信 ・適時開示資料 ・決算説明会資料(プレゼンテーション、音声、Q&A) ・株主通信 ・株主総会関連資料(招集通知、決議通知) ・電子公告 ・その他(事業説明会資料、主要財務データ、株式の状況 ほか) ※英文資料としては、 ・決算短信 ・決算説明会資料(プレゼンテーション、音声、Q&A) ・アニュアルレポート ・事業説明会資料 ・その他(主なリリース) を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では、IRに関する担当部署および担当者を設置しております。 ・IR担当部署: 企画部コーポレートコミュニケーショングループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

NECネットエスアイグループ企業行動憲章およびNECネットエスアイグループ行動規範において、ステークホルダーから信頼を得るための基本的な事項を定めるとともに、NECネットエスアイグループの役員および従業員一人ひとりが、事業活動の中で心がけていくべき事項を定めた「NECネットエスアイグループ行動規範」を遵守・実践していくことにより、ステークホルダーを考慮した経営に努めています。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、「コンプライアンス」、「地球環境への対応」、「社会貢献」など、企業に求められる社会的責任を果たすための取り組み(CSR活動)をより一層推進するため、2008年7月にCSR推進部を設立し、さまざまな活動に取り組んでおります。

〔CSR活動〕

当社では、CSR活動の推進にあたり「CSR方針」を策定しております。また、重視すべきCSR項目を「優先的に取り組むテーマ」として掲げ、さまざまな活動に取り組んでいくことで、企業に求められる社会的責任を果たしていきます。

「CSR方針」

コンプライアンスを最優先し、事業活動を通じて社会の課題解決に取り組み、健全な収益の向上を図り社会へ還元することにより、各ステークホルダーとの信頼関係を構築する。

「優先的に取り組むテーマ」

- (1) リスクマネジメントの強化、環境保全活動の推進等のCSRの基盤となるテーマ
- (2) お客様のビジネスパートナーとして、本業であるネットワークインテグレーション・サポートサービス事業と通信工事事業を通じて、社会の課題を解決するテーマ
- (3) 取り組みの根幹を支えている社員一人ひとりの能力が十分に発揮できるためのテーマ

〔環境保全活動〕

1999年に環境方針を制定して以来、企業の社会的責任の一環として、社員一丸となって「地球にやさしい事業活動」に取り組んでいきます。また、ISO14001に準拠した環境マネジメントシステムを通じて、NECネットエスアイの事業活動の環境負荷低減はもとより、お客様へ環境を配慮した製品・サービスを提供することによって、社会全体の環境負荷低減に貢献し、持続可能な社会の実現を目指しています。

CSR活動や環境保全活動の内容は、当社ホームページや環境報告書で紹介しています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、当社および関係会社に係わる重要情報を正確・公正かつタイムリーに開示することが極めて重要な責務であると認識し、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下、「適時開示規則」という。)」を基本とし、情報の適時開示に取り組んでおります。

なお、適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報システム(TDnet)にて公開しております。さらに東証内記者クラブ「兜倶楽部」を通じて報道機関に公表を行っております。また、TDnetに公開した情報は、公表後速やかに当社ホームページ上に掲載を行い、広く公開しております。また、適時開示規則に該当しない情報についても、当社の事業運営に係る情報で、重要と認められる情報および当社の理解促進に役立つ情報については、自発的に報道発表や当社ホームページを通じて情報発信を行うなど、ステークホルダーに対する積極的な情報提供に努めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況＞

当社の取締役会において決定した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針の内容の概要は、次のとおりであります。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および執行役員は、当社および当社の子会社（以下「子会社」という。）における企業倫理の確立ならびに法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「NECネットエスアイグループ企業行動憲章」（以下「企業行動憲章」という。）および「NECネットエスアイグループ行動規範」（以下「行動規範」という。）を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。
- (2) CSR推進部は、企業行動憲章および行動規範の周知徹底のための活動を行い、監査部は、各部門における法令、定款および社内規程の遵守状況等の監査を実施する。
- (3) CSR推進部は、法令違反または企業行動憲章および行動規範の違反またはそのおそれに関する相談窓口である「内部通報相談窓口（企業倫理ホットライン）」の利用を促進し、当該事実の早期発見に努める。
- (4) 取締役は、法令違反および社内規程に関する重大な違反等の事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、是正措置をとる。
- (5) 経営品質向上委員会は、NECネットエスアイグループにおける不正行為の原因究明ならびに再発防止の具体的施策の策定および実施活動を推進する。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存および管理については、法令および「文書整理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。また、情報の保存および管理については、「情報セキュリティ基本規程」、「企業秘密管理規程」、「個人情報保護管理規程」等の社内規程に基づき、適切に行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、「リスク管理基本規程」に基づき、効果的かつ総合的に管理するとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。
- (2) 経営品質向上委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、全社にまたがるリスク管理の具体的施策の実施活動を推進する。
- (3) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、常務会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において付議する。
- (4) 全社のリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、監査部が監査を行う。

4. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (1) 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (2) 取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。
- (3) 取締役会は、執行役員に大幅な権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。
執行役員は、取締役会で定める業務担当事項に基づき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。
- (4) 執行役員常務以上および監査役をメンバーとした会社経営と業務執行の重要事項を審議する「常務会」、執行役員および事業部長を中心メンバーとした業務遂行状況のフォローと重要事項の報告を行う「事業執行会議」により、経営機能の強化に努める。
- (5) 執行役員その他の使用人の職務権限の行使については、「職務権限規程」等の社内規程に基づき適正かつ効率的に行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、必要に応じて親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」という。）と企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制の整備等について連携を行う。
- (2) 企業行動憲章および行動規範に基づく企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他業務の適正を確保するための体制に関する指導および支援を子会社に対して行う。
- (3) 子会社に対して、取締役または監査役を派遣するとともに、「関係会社管理規程」に基づき子会社の重要な事業運営に関する事項については、当社において常務会での審議、取締役会への付議等を行うとともに、必要に応じてNECと連携を行う。
- (4) 当社および子会社の取締役は、法令および社内規程に従い、財務諸表等の作成を行うとともに、会計監査人の監査業務遂行に協力する。また、財務報告に係る内部統制についても法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (5) 監査部は、業務の適正性に関し、子会社の監査を行う。
- (6) 監査役は、業務監査を通じて当社および子会社における業務の適正の確保を図る。

6. 監査役を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助するスタッフを配置する。
なお、監査役は当該スタッフの人事異動等について、意見を述べる事ができる。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および使用人は、監査役求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (2) 監査部等は、その職務の内容に応じて、定期的な監査役に対する報告を行う。
- (3) CSR推進部は、「内部通報相談窓口（企業倫理ホットライン）」の運用状況について、定期的に監査役に対する報告を行う。
- (4) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

8. 監査役が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (2) 監査役は、監査役会において、監査実施状況等について情報の交換・協議を行う。
また、会計監査人の監査業務遂行に協力し、定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行うとともに、内部監査部門である監査部との連携を図ることで、効果的な監査業務を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況＞

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる旨を上記「内部統制システムの整備に関する基本方針」の中で定めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1) 当社グループでは、「NECネットエスアイグループ行動規範」において、「NECネットエスアイグループ各社のすべての役員および従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為を行わない」旨を規定しています。
- (2) 反社会的勢力対応部門を設置することにより、反社会的勢力に関する情報を集約して一元管理する体制としております。
- (3) 所轄警察署、弁護士、暴力追放運動推進センター、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と反社会的勢力排除に関して緊密な連携を図っています。
- (4) 定期的な教育の機会を設けるなどにより、役員および従業員に向けて反社会的勢力排除に関する周知を図っています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

<適時開示体制の概要>

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社は、透明度の高い証券市場の活性化を促し健全な市場経済を実現するため、投資判断に影響を及ぼす当社および関係会社に係わる重要情報を正確・公正かつタイムリーに開示することが極めて重要な責務であると認識し、関係法令および東京証券取引所の上場規程等に則り、適時開示に取り組んでおります。

また当社は、社内規程「インサイダー取引防止規程」において、内部情報に関する管理、株券等の売買および重要事実の公表等に関する行動指針を定め、金融商品取引法その他の関連法規および関連規則の遵守を徹底しております。当社は、今後とも正確かつ公平な情報開示を迅速に行えるよう社内体制の更なる整備に努めてまいります。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

(1) 決算、業績予想等に係る情報

決算、業績予想等に係る情報は、経理部門が作成する財務諸表にもとづき、決算関連検討会を通じ開示案を取りまとめ、経理部および企画部担当執行役員が代表取締役執行役員社長に提出、取締役会の承認を得る。

企画部（コーポレートコミュニケーショングループ、以下CCグループ）は、取締役会での承認を受け、直ちに開示を実施する。

<決算関連検討会メンバー>

企画部および経理部担当執行役員

企画部（CCグループ）、経理部

(2) 上記(1)以外の適時開示情報

その他の開示情報について、企画部担当執行役員、総務部担当執行役員は、重要情報に係わる所管部門執行役員および関係部門（グループ会社含む）との協議により、開示の適否、開示内容、開示方法を検討する。所管部門担当執行役員は、代表取締役執行役員社長に報告を行い、社内規程に従い、社長稟議または取締役会の承認を得る。

上記の承認を受け、企画部（CCグループ）は、直ちに開示を実施する。

※1 適時開示においては上記社内手続に従い、開示することを原則とするが、発生事実において、特に迅速な開示が必要な事項については、承認手続きを簡略化する場合がある。なお、この場合においても、社長承認を原則として開示を行い、取締役会付議事項に該当するものについては、開示後に取締役会にて付議を行う。

※2 開示はTDnetへの登録および必要に応じて記者クラブ（兜倶楽部）での資料投函、記者会見などの方法によっており、開示した情報は当社ホームページにも掲載する。

2. 会社情報の適時開示に係るチェック機能

当社は、他の部門等から独立して会社の事業活動全般に関する内部監査業務を行う社長直轄の部署として、監査部を設置しております。また、監査部は、会社情報の適時開示の実施状況についても、関係法規、社内規程等に準拠し、適法かつ適正に行われているか定期的に監査を実施しております。

以 上

<当社のコーポレート・ガバナンス体制>

